

岐阜県公報

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 一〇五
(同) 一〇六

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
基本測量の終了

(商業・金融課) 一〇六
(用地課) 一〇七

告 示

岐阜県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	長森線 各務原線	各務原市那加土山町二丁目八三番地先から 同 市同 町同 一一二番地先まで	九・二 二・六五	二〇・二 二・九六	三・一 三・一	

岐阜県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十七年二月二十四日

維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		神長岡倉線		飛驒市神岡町東雲字西野 一三〇一番一地区先から 同 市同 町同 字同 一三〇一番一地区先まで		飛驒市神岡町東雲字西野 一三〇四番一地区先から 同 市同 町同 字同 一三〇一番一地区先まで		道の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員(メートル)	延長 員(メートル)	備考
後	前	後	前	後	前	後	前							
一九・七	一九・二	一九・七	一九・二	一九・七	一九・二	一九・七	一九・二							
一四・〇	一四・〇	一四・六	一四・〇	一四・六	一四・〇	一四・六	一四・〇							
A及びBに係る図面を示す区分をい														

岐阜県告示第百五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年二月二十四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区 間	延長 員(メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
美岐山線	山県市谷合字三ヶ月二九八五番三地区先から 同 市同 字 田段一七五九番 一地区先まで		三六・五	平成 二七 年 二 月 二 四	平成 二七 年 二 月 二 四

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年二月二十四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年二月十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和堂穂積店

瑞穂市別府字堤内二ノ町五九二番地一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 瑞穂市別府六二八番地

(変更後) 瑞穂市別府字堤内二ノ町五九二番地一 外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 水上 洋

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山 秀雄

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂東海 外八者

(変更後) 株式会社平和堂 外八者

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

三 作業期間

平成二十六年五月二十八日から

同 二十七年一月三十日まで

四 作業地域

中津川市、瑞浪市、美濃加茂市及び加茂郡白川町

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(成果不整合地域における基準点改測)

三 作業期間

平成二十六年五月二十八日から

同 二十七年一月三十日まで

四 作業地域

中津川市

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

三 基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）
作業期間

平成二十六年五月二十八日から

同 二十七年一月三十日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十七年二月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十六年五月二十八日から

同 二十七年一月三十日まで

四 作業地域

本巣市、海津市、不破郡垂井町及び関ヶ原町

平成二十七年二月二十四日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社